

第21回定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査報告

監査役会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

楽待株式会社

会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,350千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,350千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社では、取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行っております。
 - b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。
 - c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
 - d. 監査役は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査しております。
 - e. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象としております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理しております。
 - b. 管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、各規程に基づき情報資産の保護・管理を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めております。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容により顧問弁護士等、社外の専門家を含む対策本部を編成し迅速かつ適切に対応し、損失を最小限に抑えることとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催しております。

- b. 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行しております。
 - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定しております。
 - d. 「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
 - b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し運営しております。
 - c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営しております。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めております。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができます。
 - b. 監査役の補助者は、監査役より指示された監査業務の実施に関して取締役の指揮命令系統から独立しております。
 - c. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要としております。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
8. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が通常の監査によって生ずる前払費用を請求した場合は、速やかに処理しております。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとしております。

9. 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告しております。
- b. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告しております。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っております。
- b. 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行っております。
- c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
- d. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図っております。

(2) 当該体制の運用状況

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から)
(2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	87,357	7,355	－	7,355	14,484	5,974,858	5,989,342	△810,973	5,273,080
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						1,436,171	1,436,171		1,436,171
剰余金の配当						△228,348	△228,348		△228,348
自己株式の取得								△1,444,767	△1,444,767
自己株式の処分			70	70				2,329	2,400
自己株式の消却			△1,401,300	△1,401,300				1,401,300	－
その他利益剰余金から その他資本剰余金への振替			1,401,229	1,401,229		△1,401,229	△1,401,229		－
株主資本以外の項目の当期 変 動 額（純 額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△193,405	△193,405	△41,137	△234,543
当 期 末 残 高	87,357	7,355	－	7,355	14,484	5,781,452	5,795,936	△852,111	5,038,537

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	31,705	31,705	—	5,304,785
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				1,436,171
剰 余 金 の 配 当				△228,348
自己株式の取得				△1,444,767
自己株式の処分				2,400
自己株式の消却				—
その他利益剰余金から その他資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	124,142	124,142	1,908	126,051
当 期 変 動 額 合 計	124,142	124,142	1,908	△108,491
当 期 末 残 高	155,848	155,848	1,908	5,196,294

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

不動産投資ポータルサイト事業

不動産投資ポータルサイト事業は、主に不動産会社向けに、物件掲載サービス、提案サービス、広告サービス、セミナー掲載サービス及び楽待プレミアムサービス等の提供を行っております。これらは、履行義務が一時点で履行充足される取引であり、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	21, 153, 800	—	1, 400, 000	19, 753, 800
合計	21, 153, 800	—	1, 400, 000	19, 753, 800
自己株式				
普通株式	1, 014, 242	1, 230, 600	1, 402, 400	842, 442
合計	1, 014, 242	1, 230, 600	1, 402, 400	842, 442

- (注) 1. 発行済株式の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少1, 400, 000株であります。
2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得及び譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得による増加1, 230, 600株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少1, 402, 400株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2 0 2 5 年 1 0 月 2 4 日 定時株主総会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	100,697 千円	5.0円	2 0 2 5 年 7 月 3 1 日	2 0 2 5 年 1 0 月 2 7 日
2 0 2 6 年 3 月 1 3 日 取 締 役 会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	127,650 千円	6.5円	2 0 2 6 年 1 月 3 1 日	2 0 2 6 年 4 月 1 4 日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2 0 2 6 年 1 0 月 2 7 日 定時株主総会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	122,923 千円	6.5円	2 0 2 6 年 7 月 3 1 日	2 0 2 6 年 1 0 月 2 8 日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

90,000株

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。余資につきましては、普通預金で保有するほか、安定的に運用することを目的とした外貨建債券を保有しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券である外貨建MMFは、為替の変動リスクに晒されておりますが、安全性の高い金融商品であり、投機を目的とした取引は行わない方針であります。

投資有価証券は、主に資金運用を目的として保有している外貨建債券であり、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、及び為替の変動リスクに晒されておりますが、発行体は安全性の高い金融機関が中心であり、定期的

に把握された時価や発行体の財政状況等が取締役会に報告されております。

営業債務である未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券（MMF）」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券			
社債	4,269,857	4,269,857	—
資産計	4,269,857	4,269,857	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	535,262	—	—	—
売掛金	518,256	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
社債	—	494,430	3,297,485	477,941
合計	1,053,518	494,430	3,297,485	477,941

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
社債	—	4,269,857	—	4,269,857
資産計	—	4,269,857	—	4,269,857

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

其他有価証券

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から入手した評価価格を利用しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスの種類	売上金額
物件掲載サービス	1,803,755千円
提案サービス	586,980
広告掲載サービス	648,467
セミナー掲載サービス	73,000
楽待プレミアムサービス	163,609
その他	341,722
合計	3,617,534

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

	当事業年度
契約負債（期首残高）	166,251千円
契約負債（期末残高）	205,741千円

契約負債は、主に広告サービスに係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	24,058千円
未払費用	3,840千円
貸倒引当金	989千円
未払事業税	37,195千円
譲渡制限付株式報酬	6,894千円
資産除去債務	21,029千円
敷金	2,039千円
減価償却費	1,553千円
フリーレント賃料	2,118千円
その他	375千円
繰延税金資産小計	100,096千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	100,096千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	85,451千円
資産除去債務に対応する除去費用	19,877千円
繰延税金負債合計	105,329千円
繰延税金負債の純額	5,233千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	274円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	73円43銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月14日

樂待株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千 葉 真 人
公認会計士 上 田 正 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、樂待株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月15日

楽待株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）近藤洋一 (印)

社外監査役 寶角 淳 (印)

社外監査役 秋本 壮 (印)

以 上